

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条
第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和七年六月二十七日から同年十月二十七日までに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和七年六月二十七日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリのアオキ大和郡山小泉店

所在地 大和郡山市小泉二〇七一番四ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社クスリのアオキ

住所 石川県白山市松本町二五一二番地

代表者 青木 宏憲

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社クスリのアオキ

住所 石川県白山市松本町二五一二番地

代表者 青木 宏憲

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年二月十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二二九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 二〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 二五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 八・四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

令和七年六月十七日

九 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課及び大和郡山市地域振興課

十 縦覧期間

令和七年六月二十七日から同年十月二十七日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き

ます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで